

生涯現役促進地域連携事業に係る企画書の評価等について

1 評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課（以下「事務局」という。）に生涯現役促進地域連携事業の企画書評価のため、生涯現役促進地域連携事業企画書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 評価委員会は、提出された企画書の内容について、評価を行う。また、本事業の継続の判断及び最終評価を行う。
- (3) 評価委員会の委員は、高齢者雇用についての学識経験等の見識を有する者のうちから、職業安定局長が委嘱する。

2 企画書の評価

- (1) 「生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準」（別紙1）に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する。
  - ア 事業の趣旨・目的等  
高齢者の雇用等に関して、計画区域における課題を十分に把握・分析した上で、協議会等として、課題解決に向けた戦略が描けており、また、地域の独自事業との相乗効果が期待できるものとなっていること。
  - イ 支援メニュー  
支援メニューが地域における高齢者の雇用等における課題の解決に繋がるものとなっており、事業実施にあたり、支援対象者や事業実施機関の選定が適切であり、事業の周知や支援対象者の誘導方法等が効率的かつ効果的なものとなっていること。
  - ウ 事業効果  
アウトプット目標及びアウトカム目標が適切・的確に設定されており、事業実施後の効果が示されていること。
  - エ その他  
地域における関係機関等との連携・協力が担保されていることなど。
- (2) (1)による採点の結果を一覧に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点(40点×7人=280点)を超えた提出者を契約候補者とする。  
ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、総得点の高い契約候補者から順に予算の範囲内で契約を締結することとする。  
なお、審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書の提案者は契約候補者として選定しない。
- (3) 総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
  - ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
  - イ 「A」の数と同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

3 企画書評価結果の報告

評価委員会は、事務局を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を

行う。

各労働局支出負担行為担当官は、企画書の提出者に対して評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

#### 4 事業の継続の判断及び総括評価

事業の実施状況、アウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況などを踏まえ、「生涯現役促進地域連携事業に係る継続基準について」(別紙2)に基づき、事業の継続の可否を判断するとともに、各事業の最終年度の終了後、3年間の総括評価を行う